

北海道大学大学院保健科学研究院倫理審査委員会運営細則

平成 20 年 5 月 16 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、北海道大学大学院保健科学研究院倫理審査委員会内規（以下「内規」という。）第 23 条の規定に基づき、北海道大学大学院保健科学研究院倫理審査委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査専門委員会)

第 2 条 倫理審査委員会に審査を速やかに処理するために、次の審査専門委員会を置き、倫理審査委員会委員長から付託された事項について審査を行う。

(1) 保健科学研究院審査専門委員会

(2) 遺伝子解析審査専門委員会

2 保健科学研究院研究審査専門委員会は、次項に掲げる事項以外の審査を行うものとする。

3 遺伝子解析審査専門委員会は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する事項の審査を行うものとする。

4 審査専門委員会の委員長は、審査終了後速やかにその結果について、倫理審査委員会委員長に報告するものとする。

(審査専門委員会の構成等)

第 3 条 審査専門委員会は、倫理審査委員会委員及び北海道大学大学院保健科学研究院(以下「本研究院」という。)の教授、准教授(国立大学法人北海道大学特任教員就業規則(平成 18 年海大達第 35 号)第 3 条第 2 号に該当する特任教員のうち、特任教授及び特任准教授の職にある者を含む。)のうちから倫理審査委員会委員長が指名する 6 名以上の委員をもって構成する。

2 倫理審査委員会が必要と認めた場合は、本研究院以外の者を審査専門委員会委員に加えることができる。

3 審査専門委員会委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査専門委員会に委員長を置き、倫理審査委員会委員長が指名する委員をもって充てる。

5 審査専門委員会委員長は、審査専門委員会を招集し、その議長となる。

6 審査専門委員会委員長に事故等があるときは、あらかじめ審査専門委員会委員長の指名する委員がその職務を代行する。

7 審査専門委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

8 審査専門委員会の議決は、原則として、出席委員の全会一致をもって決する。ただし、委員会において審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決することができる。

(特別委員会)

第 4 条 内規第 20 条に規定する特別委員会は、必要の都度設置するものとする。

2 特別委員会は、倫理審査委員会に対し調査・検討結果を答申しなければならない。

3 特別委員会は、倫理審査委員会に調査・検討結果を答申したときをもって解散するも

のとする。

(特別委員会の構成等)

第5条 特別委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 倫理審査委員会委員長が指名する本研究院の教授又は准教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授及び特任准教授の職にある者を含む。） 3名以上
 - (2) 倫理審査委員会が必要と認めた者
- 2 特別委員会が必要と認めた場合は、本研究院以外の者を特別専門委員会委員に加えることができる。
 - 3 特別委員会に委員長を置き、特別委員会委員の互選により選出する。
 - 4 特別委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。なお、特別委員会の議事は、原則として、出席委員の全会一致をもって決するものとする。ただし、特別委員会において審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、出席委員の3分の2以上の多数で決することができる。
 - 5 特別委員会から倫理審査委員会への答申は、原則として、出席委員の全員の合意によるものとする。ただし、特別委員会において審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、出席委員の3分の2以上の多数で決することができる。
 - 6 特別委員会は、参考人として研究責任者の出席を求め、研究計画の内容等について説明又は意見を聴くことができる。ただし、研究責任者が特別委員会委員である場合には、参考人として要請されない限り特別委員会に出席することはできない。

付 記

この細則は、平成20年5月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 記

この細則は、平成21年7月1日から施行する。

付 記

この細則は、平成23年4月21日から施行し、平成23年4月1日から運用する。

付 記

この細則は、平成24年1月19日から施行する。

付 記

この細則は、平成24年9月20日から施行する。

付 記

この細則は、平成24年12月20日から施行する。

付 記

この内規は、平成27年8月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 記

この細則は、平成27年9月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。